

第 16 章 準備書についての知事の見解

第 16 章 準備書についての知事の意見

「川越都市計画事業(仮称)川島インターチェンジ南側地区土地区画整理事業 環境影響評価準備書」に関し、「埼玉県環境影響評価条例」第 16 条の規定に基づき、埼玉県知事から提出された意見は、以下のとおりである。

意見書

川越都市計画事業(仮称)川島インターチェンジ南側地区土地区画整理事業については、下記の事項を考慮して環境影響評価書を作成すること。

記

1 全般的事項

- (1) 資材運搬等の車両の走行及び建設機械の稼働が集中することにより、大気汚染物質濃度や騒音・振動の値が基準値を超える地点が生じないように計画的な作業・運行を行うこと。
- (2) 計画地内の大部分が盛土造成されることに伴い、動植物の生息・生態系への影響が懸念される。公園整備の際には、ネイチャーポジティブや地域環境の持続可能性を考慮し、単に緑地を創生するだけでなく、この地域本来の湿地環境の創出も意識し、維持管理できるよう検討すること。
- (3) 計画地内に軟弱地盤が存在することから、盛土造成により圧密沈下が生じることが懸念される。当該圧密沈下により周辺の施設及び道路へ影響が生じないように必要な対策を講じること。また、進出企業に対し、必要な情報提供を行うとともに対策を講じるよう働きかけること。
- (4) 盛土造成工事に伴い、周辺住宅への粉じん(土埃)の飛散が懸念される。周辺住宅への影響が生じないように必要な対策を講じること。また、進出企業に対し、必要な情報提供を行うとともに対策を講じるよう働きかけること。
- (5) 温室効果ガス排出量については、国の排出削減目標(NDC)や、県、川島町の地球温暖化対策実行計画、カーボンニュートラル宣言等との整合が図られるよう、温室効果ガスの排出が抑制されるよう造成事業を行い、また進出企業に対しても再生可能エネルギーの導入やグリーン電力購入を義務付けるなど、より強く働きかけること。
- (6) 累積的影響の観点から、参考とした周辺の他のアセス手続の結果等について、具体的な内容を評価書に記載するなど図書記載内容の充実に努めること。

2 水質

造成等の工事の実施に当たり、計画地周辺の動植物の生息・生態系への影響がないよう、雨水排水の放流先に対する十分な対策を実施すること。

3 動物

計画地内の大部分が盛土造成されることに伴い、移動能力のある動物については、計画地周辺の同様な環境への逃避、移動が想定される。

計画地内では、特定外来生物(アライグマ)も確認されていることから、計画地周辺住民への周知や、捕獲などの被害防止対策について関係機関と連携して取り組むこと。

4 景観

進出企業による大規模建築物の立地が想定され、計画地の周辺には住宅があることから、進出企業に対して、建築物の形状・大きさや配置について配慮するよう指導し、加えて色彩・緑化など周囲への影響緩和措置を講じるよう働きかけること。

5 廃棄物

(1) 造成等の工事に伴う廃棄物の予測について、広く文献等を確認し、可能な限り実態に則した「中間処理施設における再資源化率及び最終処分率」を用いることで、予測評価結果の精度の向上を図ること。

(2) 施設の稼働に伴い生じる廃棄物の推計について、最新データの使用や、実際に想定される業種を前提とすることで、その予測評価結果の精度の向上を図ること。

6 事後調査

(1) 植物

計画地内の耕作地環境が消失するため、保全すべき植物の代償措置について、専門家等からの助言を受けながら、関係機関と協力し、継続的な管理を行うこと。

また、事後調査において代償措置の効果を確認し、その結果に応じた環境保全措置が講じられるようあらかじめ必要な対策(埋土種子の適切な保管等)を検討すること。